

## 「山梨県食の安全・安心推進計画（仮称）」骨子案の構成

### I 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨（県条例第7条、以下「県条例」省略）
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間：5か年（平成24～28年度）
- 4 基本理念（第3条）
- 5 関係者の責務・役割（第4～6条）
  - 県の責務（第4条）
  - 生産者及び事業者の責務（第5条）
  - 県民の役割（第6条）
- 6 計画の推進体制
  - 県民からの施策の提案（第9条）
  - 食の安全・安心審議会（第31～33条）
- 7 計画の管理（第7～8条）

### II 食の安全・安心に関する現状と課題

- 1 取り巻く現状
- 2 これまでの成果・今後の課題
  - 【成果】
    - コンプライアンス意識の醸成
    - 生産者の自主的な取り組みの普及
    - 食の安全・安心に関する消費者意識の高まり
    - 県民に対する情報提供の充実
    - 食品中の放射性物質や食中毒の未然防止に係る監視体制の充実
    - 県条例の制定及び取り組みの充実
  - 【課題】
    - 条例に基づく各種施策の推進
    - 関係者の一層の連携・協力
    - 食の安全・安心に係る情報提供の一層の充実
    - リスクコミュニケーションの推進

### III 基本目標

#### 【基本目標】

- ① 生産から販売に至る一連の行程の各段階における安全性の確保に向けた法令遵守の徹底的な監視指導
- ② 消費者の信頼に応えるための食品に関する正確な情報提供の推進
- ③ 食の安全・安心を支える生産者、事業者、消費者の相互理解、信頼関係の構築促進
- ④ 食品による健康への悪影響の未然防止に向けた体制の整備

### IV 重点項目、数値目標

#### 【重点項目】

- ① 食品等の安全性の確保に向けた生産者・事業者等の自主的な取り組みの促進と監視指導の徹底
- ② 食品等の信頼性の確保に向けた食品表示の一層の適正化及び情報提供の促進
- ③ 食の安全・安心の確保に向けた取り組みに対する県民の参加促進
- ④ 食の安全・安心を脅かす新たな問題への迅速かつ適切な対応

### 【数値目標（例）】

- ① 食品衛生監視指導計画に基づく監視率（監視指導実施施設数）  
現状値（平成22年度）：90%
- ② 食品の適正表示実施率100%である広域的店舗の割合  
現状値（平成23年度）：90.1%

など

## V 施策の推進方向

### 1 「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保

- ① 監視の的確な実施（第14条）
  - 農畜水産物等の生産段階における安全性の確保
    - ・農産物の安全性の確保
    - ・畜産物の安全性の確保
    - ・水産物の安全性の確保
    - ・農畜水産物等の生産段階における放射性物質検査の実施
  - 製造・加工・調理段階における安全性の確保
    - ・食品の安全性の確保に向けた監視指導等の対策
    - ・食中毒防止対策
    - ・食肉処理段階における安全性の確保
    - ・給食施設における安全性の確保
    - ・学校等における放射性物質検査の実施
  - 流通・販売段階における安全性の確保
    - ・食品の安全性の確保に向けた監視指導等の対策（輸入食品含む）
    - ・農畜水産食品の残留有害物質の検査
    - ・流通食品の放射性物質検査の実施
- ② 消費段階における安全性の確保
  - 消費者への普及啓発、学習機会の提供（第6条 県民の役割）（第25条 食育の推進）
    - ・県民への食品衛生知識の普及
    - ・食に関する学習機会の提供
    - ・食育の推進
- ③ 人材の育成（第11条）
  - 実践的かつ専門的な知識を有する人材の育成
    - ・食品衛生監視員、と畜・食鳥検査員等の養成
    - ・栄養士の資質向上
    - ・調理師、食生活改善推進員の資質向上
    - ・農薬管理指導士・農薬適正使用アドバイザーの認定
    - ・エコファーマーの認定
- ④ 調査研究の推進（第15条）
  - 食品衛生確保のための調査研究
    - ・検査機関の業務管理（GLP）の充実
    - ・食品の安全性の確保のための調査研究
    - ・検査機器の計画的な整備
  - 安全な農林畜水産物生産を目指した調査研究
    - ・安全な農産物の生産技術に関する調査・研究の推進
    - ・畜産物生産に関する調査研究の推進
    - ・魚苗供給・試験指導の充実
    - ・特用林産物の栽培技術に関する研究

- ⑤ 生産者の自主的な取り組みの促進（第16条）
  - 生産工程管理に関する手法の普及
    - ・食品安全のためのGAP等への取り組みの推進
    - ・残留農薬の自主チェック等
    - ・HACCPシステムの考え方を取り入れた衛生管理手法の導入
  - 環境への負荷の軽減に配慮した農業生産方式の研究開発、成果の普及
    - ・減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みの推進
- ⑥ 事業者の自主的な取り組みの促進（第17条）
  - 食品衛生に関する最新知識の普及
    - ・食品衛生に関する最新知識の普及
  - 食品関係営業施設における自主管理体制の促進
    - ・食品関係営業施設における自主管理体制の促進
  - 高度な衛生管理方式導入に対する支援
    - ・HACCPシステムの考え方を取り入れた自主管理体制の促進
    - ・資金の貸付
    - ・資金の助成

## 2 食品に関する正確な情報の提供

- ① 生産者・事業者における情報の記録・保存の促進（第18条）
  - 生産者における情報の記録・保存の促進
    - ・農薬の使用に関する情報の記録・保存の促進
    - ・飼料の使用及び受入に関する記録・保存の促進
    - ・動物用医薬品の使用に関する情報の記録・保存の促進
  - 事業者における情報の記録・保存の促進
    - ・食品等の製造、輸入、加工、販売等に関する情報の記録・保存の促進
  - 各種トレーサビリティシステムの運用
    - ・米トレーサビリティシステムの適正な運用
    - ・牛肉のトレーサビリティシステムの適正な運用
- ② 情報の収集・提供の推進（第19条）
  - 食の安全・安心に係る情報の収集（第19条）
    - ・情報の収集・蓄積・内容分析
  - 食の安全・安心に係る各種相談や危害情報の受付（第28条）
    - ・食品の安全性に関する相談の受付対応
    - ・消費生活相談員の活用促進
    - ・県民生活センターによる相談対応
    - ・食品衛生に関する各種相談や危害情報の受付
  - 各種媒体やイベントの活用による情報提供の推進
    - ・消費者等への情報提供
- ③ 適正な食品表示の確保（第20条）
  - 関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施
    - ・JAS法に基づく食品表示の監視指導
    - ・景品表示法に基づく食品表示の監視指導
    - ・食品衛生法に基づく食品表示の監視指導
    - ・健康増進法に基づく食品表示の監視指導
    - ・食品表示合同調査の実施
  - 県民参加による食品表示監視の推進
    - ・食品表示ウォッチャーの設置
- ④ 原産地に関する情報の提供の充実（第21条）
  - 消費者の合理的な選択に必要な原産地に関する十分な情報の提供の促進
    - ・普及啓発・指導等の実施

### 3 消費者、生産者、事業者間の相互理解の増進、信頼関係の構築

- ① 相互理解の増進（第22条）
  - 生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進
    - ・リスクコミュニケーションの推進
    - ・農業・農村等への県民の理解促進
    - ・県産畜産物に関する情報提供
- ② 「食の安全・安心推進月間」（第23条）
  - 各種啓発事業の実施
    - ・「食の安全・安心推進月間」の普及・浸透
- ③ 認証制度の推進（第24条）
  - 各種認証制度の運用
    - ・「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」の運用
    - ・山梨県農産物等認証制度（「甲斐路の認証食品」）の運用
    - ・農産物認証制度の運用
- ④ 食育の推進（第25条第1項）
  - 食の安全・安心に資する知識・理解、適切な判断・実践に向けた普及啓発
    - ・食育の推進
    - ・保育所等における食育の推進
    - ・学校における食育の推進
    - ・食の安全・安心に関する知識の普及
- ⑤ 地産地消の推進（第25条第2項）
  - 地産地消の普及啓発
    - ・県産農産物の地産地消の推進
    - ・特用林産物の地産地消の推進
  - 学校給食における県産食材の活用促進
    - ・学校給食における県産食材の活用促進
    - ・学校給食用牛乳の安定供給

### 4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備等

- ① 危機管理体制の整備等（第10条）
  - ・山梨県食の安全・食育推進本部
- ② 健康被害の未然・拡大防止のための各種措置（第26～30条）
  - 出荷の制限(第26条)
  - 自主回収報告の義務づけ(第27条)
  - 危害情報の申出(第28条)
  - 立入検査、措置勧告(第29～30条)
- ③ 国等との連携等の推進（第12条）
  - 国、他の都道府県、市町村との連携等
    - ・国との連携等
    - ・他の都道府県との連携等
    - ・県内の市町村との情報・意見交換等
- ④ 関係者との連携・協働の推進（第13条）
  - 消費者団体、NPO法人、ボランティア団体等との連携・協働
    - ・消費者団体、NPO法人等との連携・協働
    - ・栄養関係団体との連携・協働
- ⑤ 県民の意見の反映
  - ・山梨県食の安全・安心審議会の設置・運営（第31～33条）
  - ・県民から提案された施策の推進（第6～9条）